

令和4年6月17日

富良野市議会議長 黒岩岳雄様

市民福祉委員長 佐藤秀靖

委員会事務調査報告書

令和4年第1回定例会において、継続調査の許可を得た事件について、下記のとおり結果を報告します。

記

1. 調査案件
調査第2号 女性が活躍するための支援体制の充実について
2. 調査の経過及び結果
別紙のとおり

女性が活躍するための支援体制の充実について

市民福祉委員会より、調査第2号「女性が活躍するための支援体制の充実について」の調査経過と結果について報告する。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、平成31年に策定された第2次富良野市男女共同参画推進計画の進捗状況を確認し、本市が取り組む施策の現状把握に努めるとともに、課題と対策について調査を進めてきた。

我が国の女性が活躍するための推進体制は、平成11年の男女共同参画社会基本法の施行を機に本格的に整備が始まり、平成13年に内閣府の設置に伴い男女共同参画局が設置され、同局が省庁横断的取組の中核としての役割を果たしている。その後、平成27年に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）、平成30年に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が制定されるなど、男女共同参画及び女性活躍に資する法整備が進められてきた。

令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では、サブタイトル「すべての女性が輝く令和の社会へ」が付され、改めて、女性の活躍を強力に推進する姿勢が表明されている。また、今年4月に内閣府男女共同参画局が女性活躍・男女共同参画の現状と課題を公表し、男女共同参画の現状、女性の人生と家族の多様化、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響、男女共同参画を推進する政策が示された。これによると、令和3年の日本のジェンダーギャップ指数は156か国中120位であり、女性活躍・男女共同参画推進の浸透は容易ではないことがうかがえる。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響が深刻であることが明らかになっている。

こうした国の方針や動向を踏まえ、本市では、第2次富良野市男女共同参画推進計画に基づき、部局横断的に男女共同参画に取り組んでおり、同計画の推進体制に位置付けられている男女共同参画推進委員会を中心に調査・研究が進められるとともに、庁内推進会議において計画に関する調整などが行われているが、本委員会では、特に、女性が活躍するための支援体制に対象を絞って調査を進めてきた。

本市の女性が活躍するための支援体制に資する取組の一つに、配偶者やパートナーからの暴力、職場等でのストーカー行為、セクシャル・ハラスメントなど、女性に関する様々な問題に対応するため、市民相談室を中心に女性の相談が比較的多い主な相談窓口を広報紙やチラシ等で周知しており、庁内各部署のみならず、関係機関と連携を図りながら、現状の組織体制で可能な限りの対応を行っている。

しかしながら、全国的には、専門部署を設置する動きもあり、前述の女性活躍・男女共同参画の現状と課題などと本市の現状を比較すると、その取組は道半ばの状況がうかがえる。また、政策の企画立案に関与する市職員の女性管理職や、各種審議会等における女性の参画割合、女性の声を集約する機会などについては、より一層、女性参画を強く促す対策が必要であるとの共通理解が得られ、さらに、女性センターについては、現在は主に貸館施設となっており、施設名称と機能が伴っていないことから、女性活躍推進の本拠地として、この女性センターを活用していくべきとの意見も出されたところである。

本委員会では、こうした経緯と現状を把握し、令和元年第4回定例会の委員会報告「男女共同参画の推進に向けた取り組みについて」なども踏まえながら、本市における女性が活躍するための支援体制の充実に関する課題について、調査及び議論を進め、下記の4点について意見の一致をみた次第である。

1. 「女性活躍の推進は地域活性化のためには必要不可欠ある」という認識を共有するまちづくりに取り組まれない。

少子高齢化・人口減少の進行により地域の活力が漸減している現状において、女性の活躍は単なる「労働力の補填」ではなく、日本社会に慣習として残っている性別による役割分担意識に対し、社会環境の変化に伴った女性の視点が新たな価値を創造する大きな可能性を内包している。

女性が活躍するための支援体制の充実は子育て環境の整備とともに、「女性が安心して暮らせるまちづくり・女性に選ばれるまちづくり」という観点から、行政、企業、市民の三者が連携と協力、認識の共有を図る体制を構築し、なお一層の事業推進に取り組まれない。

2. 女性活躍等に資するデータ収集と現状分析に取り組まれない。

これまで本市においては、女性活躍や男女共同参画社会の形成に資するアンケート等は実施していない。

しかし、市内各部署には、各種計画策定の際に実施したアンケート等のデータがある。その中には女性活躍・男女共同参画社会の形成に資するものもあることから、それらを整理し現状分析に取り組まれない。また、今後の政策立案の際には、女性活躍・男女共同参画社会形成のために特化したデータの収集が肝要である。

3. 女性活躍の支援体制の充実に向けた相談窓口のあり方を検討されたい。

相談する女性側の立場になれば、相談窓口が一本化され、女性専用窓口において、女性スタッフがコンシェルジュのように問題解決までサポートしてくれる相談窓口が望まれるが、これには豊富な知識や経験、人格等を有する人材の確保が課題となる

ことから、最善な相談窓口のあり方を検討されたい。また、A I（人工知能）を活用したチャットボットなど、デジタル技術を活用した取組についても、調査・研究を進められたい。

4. 「男女共同参画基本条例」制定の議論を加速されたい。

第2次富良野市男女共同参画推進計画の推進体制に位置付けられている男女共同参画推進委員会において、「男女共同参画基本条例」に関する検討が行われている。令和3年11月現在、北海道内35市のうち13市、上川管内4市のうち3市が同条例を制定し、男女共同参画を積極的に推進していく姿勢を表明している。本市においても、女性活躍・男女共同参画社会の形成に取り組む姿勢を市内外に発信し、女性が安心して暮らし活躍できるまちづくりの推進を目指すため、同条例の制定は必要である。